
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 239

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // //

- 1・2021年8月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～コロナ禍における事業所の感染対策責任
- 3・交通事故の裁判事例～通勤中のバイクの事故で会社の使用者責任を認めず
- 4・今日の朝礼話題～整備命令に従わないと逮捕されます
- 5・【好評発売中】小冊子「一瞬の油断が事故を生む」
- 6・【発刊予告】単行本『心のまなび』から考える交通安全教育」
小冊子「あなたの心を軽くするストレス対処法」

// // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // //

★8月前半の安全管理ごよみ

◆1日（日）～31日（火）

——道路ふれあい月間（国土交通省）

——食品衛生月間（厚生労働省）

◆5日（木）

——タクシーの日

◆7日（土）

——立秋

◆7日（土）～9月5日（日）

——令和3年度「第1回 運行管理者試験」（CBT試験）

◆8日（日・祝）

——山の日

◆9日（月）

——振替休日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2021/07/12/aug-2021-kongetsu-untenganri/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第93回「コロナ禍における事業所の感染対策責任」

【質問】

物流会社で働くドライバーです。弊社ではコロナ禍にも関わらず、感染対策に積極的でなくカウンターに消毒液が置いてある程度です。その消毒についても、事業所でルールを定めるでもなく、個人の裁量に任されています。私一人が丁寧に感染対策をしても、周囲の人間が感染対策をしなければ意味がありません。このような場合、私は事業所の管理責任を問えますか？またコロナウィルスに感染したときには、労働災害保険の対象になるのでしょうか？

【回答】

まず、事業所で働く従業員が新型コロナウイルスに感染した場合には、それが業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労働者災害補償保険（いわゆる労災保険）の給付の対象となります。

給付対象とされる場合には、生じた損害の内容に応じて療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付などが給付されることになります。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/07/01/houritsu-93-corona-rousai/>

■交通事故の裁判事例

今回は、会社に報告せずに原付バイクで通勤中に起こした事故について、バイクを会社が入居するマンションの共有駐輪場に止めていたことなどから、会社の責任が争われた事例を紹介します。

『会社は原付バイクでの通勤や駐輪を認識していなかったと使用者責任を否定』

【事故の状況】

平成27年4月10日午前8時46分ごろ、Aは勤務する会社に向かうために原付バイクを運転して京都市内の道路を走行していたところ、前方を走行していた自転車Bが路上に置かれていた植木を避けようとして右に車線変更してきたために右ペダル付近が接触し、自転車は転倒しました。

この事故で、Bは右顔面骨骨折、頸椎捻挫、腰椎捻挫などの傷害を負いました。

Bは、Aの通勤中の事故であり、勤務会社に対しても「事業の執行について」されたものとして使用者責任による損害賠償を求めました。

【裁判所の判断】

「Aが起こした交通事故について使用者の責任を認めるには、Aの運転が使用者の『事業の執行について』されたものであることが必要であるが、事故はマイカーでの通勤中に発生したもので、会社の業務を遂行している最中に発生したものではなかった」

「そして、Aは事務職を担当し業務中にA車を用いることはなかったこと、電車での通勤を前提に通勤手当の支払いを受けていたこと、通勤時間や最寄り駅から徒歩数分という会社の立地条件から公共交通機関による通勤が容易であり、通勤のためにマイカーを利用する必要性が低かったことが認められる」

「そうすると、Aの事故の際の運転が、会社の業務と密接な関連を有しているということもできない」

「Aは、勤務中にマンションの共用駐輪場に駐輪していたが、入居者ごとに駐輪場所が区分されていないという状況に照らすと、会社がAの駐輪を把握できなかったこともやむを得ない面があった。また、会社が通勤手当を支給してい

たことも併せて考慮すると、会社がAのマイカー通勤を認識し、黙認していたということもできない」

などとして、会社の使用者責任を認めませんでした。

(京都地裁 平成31年1月11日判決)

■今日の朝礼話題

『整備命令に従わないと逮捕されます』

先日、九州運輸局からバイクの整備命令を受けた女性が、指定された運行経路以外の道路を走行したとして、道路運送車両法違反（使用経路制限指示違反）の疑いで逮捕されたというニュースがありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/07/20/tw-seibimeirei-ihann/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】小冊子「一瞬の油断が事故を生む」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

普段は冷静で安全運転を心がけている人でも、仕事のプレッシャーや焦りなどの心理に捉われると「一瞬の油断」が生じ、普段はしないような運転行動を取って事故を起こしてしまうことがあります。

そしてほんの一瞬の油断でも、ひとたび事故を起こしてしまうと、その後の人生を棒に振ってしまうことになりかねません。

本書では、「一瞬の油断」によって起こりやすい事故を6パターン漫画で紹介し、事例ごとに油断に陥る心理背景や対策を解説して理解する構成となっています。

ぜひ、こういった時に「一瞬の油断」に陥りやすいのかをしっかりと理解し、対策を実践することで、事業所での「一瞬の油断」による事故防止にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3gG76Hb>

■【発刊予告】7月30日（金）発売予定

●単行本『『心のまなび』から考える交通安全教育』

※仕様 A5判／240ページ／表紙カラー刷、本文一色刷

※価格 2,200円（税込・送料実費）

※著者 金光義弘（川崎医療福祉大学名誉教授・NPO法人安全と安心 心のまなびば理事長）

本書は心理学者である著者が、長年の研究と実践で培った知識と経験をもとに、現在の交通問題についての様々な提言をまとめた一冊です。

リスクマネジメントの基本からこれからの交通社会を担う子どもの安全教育まで、幅広いジャンルを取り上げており、事業所で実施できる対処法も紹介していますので、職場での交通安全教育にも最適の一冊です。

●小冊子「あなたの心を軽くするストレス対処法」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

※監修 金光義弘（川崎医療福祉大学名誉教授・NPO法人安全と安心 心のまなびば理事長）

日々ストレスを感じることを完全に避けて通ることは難しいですが、ストレスにうまく対処し、付き合っていくことによって、心身への負担を軽くすることは可能です。

本冊子では、ストレス構造のしくみを知るとともに、仕事やプライベートにおける6つのストレス要素について、対処法を学ぶことができます。

※各出版物の詳細は、後日HPに掲載いたします。

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和3年7月20日送信）

★次回の配信は令和3年8月中旬ごろを予定しております。

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

U R L <http://www.think-sp.com/>

